

○農務省、厚生労働省、
環境省、農林水産省、
経済産業省、告示第三号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第十一條第二項第一号の規定に基づき、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一條第二項第一号に規定する主務大臣が定める比率（平成八年大蔵省・厚生省・農林水産省・通商産業省告示第三号）の一部を次のように改正し、令和三年四月一日から適用する。
令和三年三月三十一日

財務大臣 麻生 太郎
厚生労働大臣 田村 憲久
農林水産大臣 野上浩太郎
経済産業大臣 梶山 弘志
環境大臣 小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後				改正前			
規則第四号第四号に規定する分別基準適合物 (略)	一〇〇分の八九・二二 (略)	比	率	規則第四号第四号に規定する分別基準適合物 (略)	一〇〇分の八九・〇三 (略)	比	率
規則第四号第六号に規定する分別基準適合物 (略)	一〇〇分の九二・九一 (略)	比	率	規則第四号第六号に規定する分別基準適合物 (略)	一〇〇分の九三・〇六 (略)	比	率